

# 愛知県病院薬剤師会表彰規定

## 趣 旨

第1条 この規定は、愛知県病院薬剤師会(以下「本会」という。)が行う表彰に関して必要な事項を定めるものとする。

## 表彰の対象

第2条 表彰の対象は、本会会員とする。

## 表彰の種類

第3条 表彰の種類は、感謝状、学術賞、学術奨励賞、学術論文賞及び功労賞の5種とする。

## 表 彰

第4条 表彰は次の各号のいずれかの該当する者のうちから、この規定により選定する。

- (1) 本会の会務または事業に著しく功労のあった者(感謝状)。
- (2) 年齢40歳以上で、病院診療所等の勤務薬剤師の職能を通して社会に著しく貢献する貴重な研究・調査等の業績を多数有する者のうち、特に優れた者(学術賞)。
- (3) 年齢30歳以上で、病院診療所等の勤務薬剤師の地位向上に貢献する独創的な内容の研究・調査等を行いつつある者のうち、特に注目される者(学術奨励賞)。
- (4) 愛知県病院薬剤師会雑誌に投稿された(一会計年度内)総論・原著論文及び会員報告等の中から、特に優秀な論文(学術論文賞)。
- (5) 本会役員または支部役員として永年在任し功績顕著な者、点数評価において、別表点数20点以上の評価を得た者(功労賞)。

## 表 彰 者

第5条 表彰は愛知県病院薬剤師会会長(以下「会長」という。)が行う。

## 表彰の推薦

第6条 理事は第4条各号のいずれかに該当する者がある時は表彰推薦書により会長に推薦するものとする。

## 被表彰者の選考

第7条 表彰の審査は、会長が指名する副会長、会計理事、総務理事の委員をもって選考委員会を構成し、審査する。但し、学術論文賞は、愛知県病院薬剤師会雑誌の編集委員会で審査する。

- 2 選考委員会の委員長は会長があたる。
- 3 原則として、各賞とも被表彰者は一会計年度あたり若干名とする。但し、推薦に足るものがない場合、当該賞は除外する。
- 4 各賞の選考に際しては、資料を十分に検討し厳正な評価を行い、且つ、選考答申には選定理由を明示する。
- 5 被表彰者の選考に際しては、原則として同一賞でなければ、過去の受賞の有無は問わないこととする。

## 表彰の方法

第8条 表彰は、原則として年1回、総会において表彰状の授与をもって行い、その氏名ならびに功績を愛知県病院薬剤師会雑誌に掲載して公表する。

- 2 前項の表彰状には、副賞を添えて授与する。

## 表彰の経費

第9条 表彰に要する経費は、本会の一般会計より充当する。

## 規定の取扱い等

第10条 この規定は、総会の決議を経てこれを定めるものとする。

別表1 愛知県病院薬剤師会功労者表彰及び名誉会員推薦基準

会 長	5点
副 会 長	4点
	総務・会計理事・
各委員長・支部長(地区長)	3点
理事・監事・顧問・副委員長・ <u>部会長</u>	2点
日病薬代議員・委員会委員	1点

なお、この点数は1年間に1度与えるもので、役職が重複する場合は大きい点数のみを与え、合算は出来ない。名誉会員推薦基準として、原則、合計点数が20点以上となる役員経験者とする。

別表2 薬と健康の週間行事の一環として行う愛知県知事表彰についての選考基準(愛知県)薬

業関係団体の長の推薦を受けた者であって、次の事項に該当する者。

- 1 次のいずれかに該当するもの。
  - (1) 薬業関係団体の役員(理事及び監事)であって、その運営あるいは事業遂行等に10年以上従事し、業界の進歩発展に寄与するとともに、保健衛生の向上に貢献した者。
  - (2) 地区薬業団体の長であって、その運営あるいは事業遂行等に10年以上従事し、業界の発展と地域保健衛生の向上に寄与した者。
  - (3) 上記(1)及び(2)の役員の間を通算して、10年以上の従事期間のある者。ただし、重複の期間は除く。
- 2 推薦年10月1日現在で満55歳以上である者。
- 3 品行方正で他の模範となる者。

附 則

この規定は、平成22年4月24日より実施する。

一部改正 平成25年4月21日

令和 6年6月 2日